

科研費電子申請システム 安全保障貿易管理情報の登録のためのチャート
〈リスト規制対象貨物の輸出又は技術提供予定の有無〉

あなたの研究課題は、**次頁**の研究分野ですか？

(安全保障貿易管理上、慎重な審査が必要となる分野かどうか)

次頁の研究分野に

該当しない：NOと回答

該当する：YESと回答

NO

YES

①非居住者や特定類型に該当する居住者への技術の提供予定はありますか？

(P4 1.-1 参照)

②外国に向けて行う「技術」の提供の予定がありますか？

(P6 1.-2 および P7 1.-3 参照)

③外国へ向けた「貨物」の輸出の予定がありますか？ (P8 2.参照)

すべてなし：NOと回答

1つでもあり：YESと回答

NO

YES

科研費電子申請システム

リスト規制対象貨物の輸出又は技術提供予定の有無
「なし」 にチェック

科研費電子申請システム

リスト規制対象貨物の輸出又は技術提供予定の有無
「あり」 にチェック

※ 研究を進める上で、チャートの回答が変更となり、リスト規制対象貨物の輸出又は技術提供予定の有無「あり」
となる場合は、速やかにe-Rad上で登録の修正を行ってください

【別表】日本医科大学 慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連	E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連
	プラズマ学	核融合学関連			機能物性化学関連
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論		有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連
		素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験			有機合成化学関連
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連		無機・錯体化学、分析化学	無機・錯体化学関連
	流体工学、熱工学	流体工学関連			分析化学関連
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連			グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連
		ロボティクスおよび知能機械システム関連	高分子、有機材料		高分子化学関連
	電気電子工学	電力工学関連			高分子材料関連
		通信工学関連			有機機能材料関連
		計測工学関連	無機材料化学、エネルギー関連化学		エネルギー関連化学
		制御およびシステム工学関連			生体関連化学
		電気電子材料工学関連	G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連
		電子デバイスおよび電子機器関連			構造生物化学関連
	航空宇宙工学、船舶海洋工学	航空宇宙工学関連			機能生物化学関連
		船舶海洋工学関連			生物物理学関連
D	材料工学	金属材料物性関連		細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連
		無機材料および物性関連			発生生物学関連
		構造材料および機能材料関連	H	病理病態学、感染免疫学	ウイルス学関連
		材料加工および組織制御関連			免疫学関連
	ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連	J	情報科学、情報工学	計算機システム関連
		ナノ構造物理関連			ソフトウェア関連
		ナノ材料科学関連			情報ネットワーク関連
		ナノバイオサイエンス関連			情報セキュリティ関連
		ナノマイクロシステム関連			高性能計算関連
	応用物理物性	応用物理一般関連	K	環境解析評価	放射線影響関連
	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連			化学物質影響関連

※ 上記表における研究分野の分類は、**リスト規制対象品目 (P3)** と関連が相対的に高いと思われる研究分野を、「科学研究費助成事業 審査区分表」を参照し便宜的に作成したものです。

※ 上記表は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野の一例を示したものです。この表に記載されていない研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当する場合があります。また、記載されている研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当しない場合もあります。

第二章 安全保障貿易管理の概要

III. 規制の内容

参考 | リスト規制一覧 ― 貨物 ― （令和6年9月8日時点）

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	0ット・U A V用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	0ット・U A V用加速度計「 $\frac{1}{2}$ 」等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	0ット・U A V用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	0ット・U A V用熱電池
(5)	指向性ミサイル兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動ミサイル兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	0ット・U A V発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質 ほう素10	(52)	防爆構造の容器	(21)	0ット・U A V用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤 るつぼ	3 化学兵器		(22)	0ット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤 るつぼ	(1)	軍用化学製剤の原料・軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(23)	0ット・U A V用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等・空気力学試験装置 ・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	0ット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	0ット・U A V用I C・探知装置・レーザ
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(26)	シリコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品 (削除)
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	芳香族ポリイミド製品
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式約合試験機	(1の2)	無人航空機(U A V)・製造装置等	(3)	タフ・アルミウム合金成形工具
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	タフ・コバル等の合金・粉、製造装置等
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(5)	金属磁性材料
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	タフ合金・タフステン合金
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペロース弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	超導材料
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレノイドコイル形超超導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	(削除)
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(6)	推進薬・原料	(9)	潤滑剤
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(36)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	振動防止用液体
(6)	リウム同位元素分離用装置等	(37)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	冷媒用液体
(7)	タフ・アルミウム同位元素分離用装置等	(38)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェット・粉末金属製造装置等	(12)	セラミック粉末
(8)	周波数変換器等	(39)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック複合材料
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(40)	高速度撮影可能なカメラ等	(11)	複合材料製造装置等	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(41)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	複合材料製造装置等	(15)	タフ・タフ・タフ・タフ他
(10の2)	タフ・アルミウム製造用装置等	(42)	核兵器起爆（試験）用貨物	(13)	複合材料製造装置等	(16)	タフ・タフ・タフ・タフ他
(11)	しごきスピニング加工機等	(43)	光電子増倍管	(14)	複合材料製造装置等	(17)	ふっ素ポリイミド等
		(44)	中性子発生装置			(18)	タフ・タフ・タフ・タフ他
			遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲンジン他

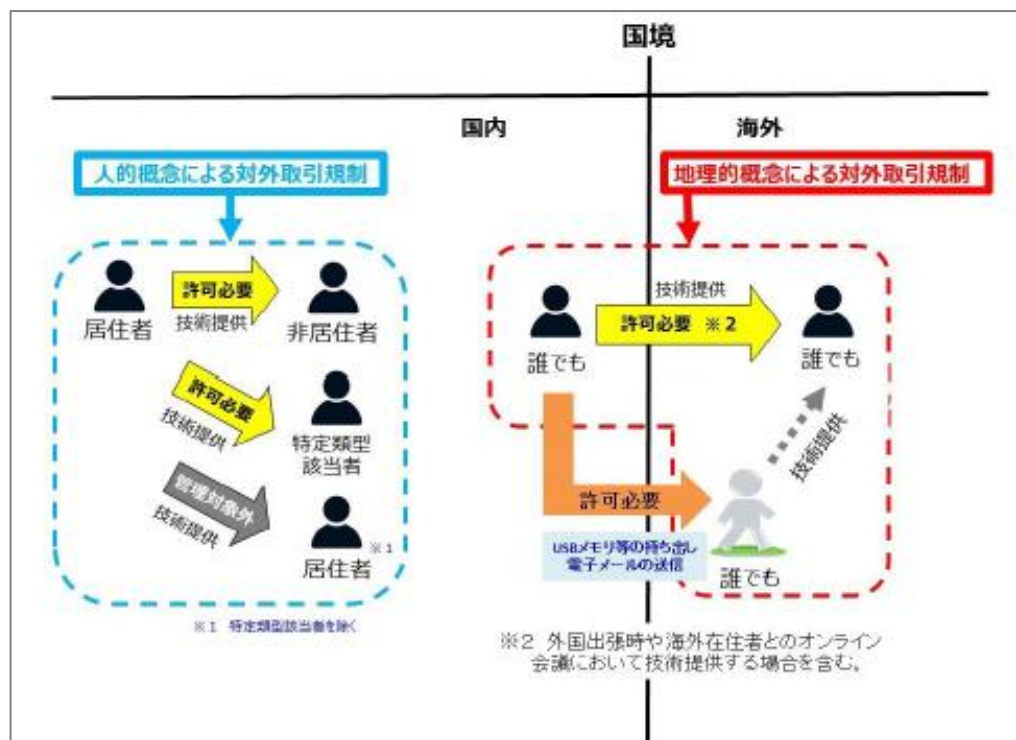
項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモン系水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・電場勾配 計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・ 測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分・添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	(削除)	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	(削除)
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する 位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・ 製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法入 電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	水中リナ航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微品目	
(8の2)	シリカゲル・ポリシリカゲルモジュール	(9)	(削除)	12 海洋関連		(1)	無機繊維を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・ 製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下の レーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置			(10)	妨害用水中音響装置	(10)	タフ・タフ・タフ・タフ、タフ・タフ・ 複合タフ・タフ等
(16)	半導体製造装置等			13 推進装置			
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

1-1 技術の提供に係る規制

外為法上、「技術の提供」については、以下の場合に規制の対象となっています。

- ① 外国における技術の提供または外国に向けて行う技術の提供（これらを目的とした国内における技術の提供を含む）【＝地理的概念】
- ② 日本国内における居住者から非居住者への技術の提供【＝人的概念】

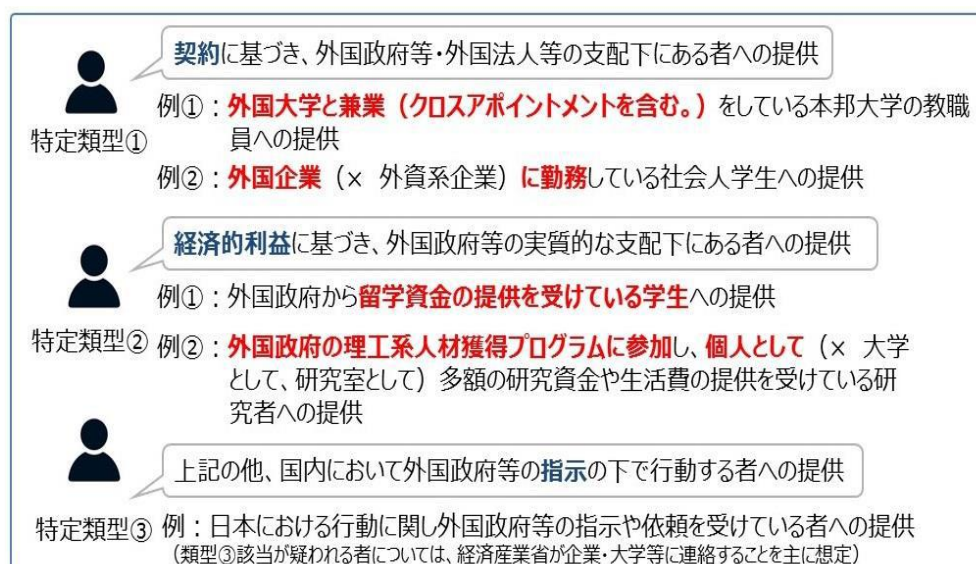
- ① には、海外での共同研究や海外出張での技術提供（オンライン国際学会での発表を含む）が当たります。来日後6か月以上経過した留学生等（居住者）が一時帰国する際、帰国先で技術提供を行う場合にも①に当たります。
- ② には、日本国内で留学生や来日した研究者への技術提供を行うことが当たります。相手が日本人であっても非居住者となる場合があるため注意が必要です。また、2022年5月施行の外為法運用改正（「みなし輸出」管理の明確化）により、「日本国内における居住者から特定類型に該当する居住者の技術の提供」が、規制対象として追加されました。



	居住者	非居住者
日本人	① 我が国に居住する者 ② 日本の在外公館に勤務する者	① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ 出国後外国に2年以上滞在している者 ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人	① 我が国にある事務所に勤務する者 ② 我が国に入国後6月以上経過している者	① 外国に居住する者 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)
法人等	① 我が国にある日本法人等 ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 日本の在外公館	① 外国にある外国法人等 ② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関 ※ アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等

【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」（2022年2月）より】

◆「特定類型」に該当する具体的なイメージ図



【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」（2022年2月）より】

1-2 「技術」の定義

外為法上、規制の対象となる「技術」とは、外為令別表において定められた、主としてリスト規制貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報であり、技術データまたは技術支援の形態により提供されるものを言います。「技術」にはプログラムが含まれます。「設計」「製造」「使用」については、一般的な用語よりも幅広く定義されています。

規制対象技術の内容（種類）

輸出貿易管理令別表第1に該当貨物に係る技術が規制対象

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

すべての製造過程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項に係る技術にあつては、設計、製造以外の段階

【経済産業省「安全保障貿易管理説明会資料」（2021年6月）より】

<提供の形態>

- ・ 技術データ：文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたプログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等
- ・ 技術支援： 技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービス等

1-3 許可を要しない技術の提供

安全保障輸出管理の観点から、特に支障が無いと認められる技術の提供に関しては、経済産業大臣の許可を要しない例外とされており、「貿易関係貿易外取引等に関する省令」(貿易外省令) 第9条において、「公知の技術提供」「基礎科学分野の研究活動」等が定められています。相手先やその用途に懸念がある場合は、提供の可否について慎重な検討が必要です。

<公知の技術提供>

- ・ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ・ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ・ 見学コース、講演会、展示等において不特定多数の者が入手・聴講可能な技術の提供
- ・ ソースコードが公開されているプログラムの提供
- ・ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、不特定多数の者が入手・閲覧可能とすることを目的とする技術の提供

【例1】 学会での講演、論文発表（参加者が限定される、非公開で行われる、参加者に守秘義務を課すなど不特定多数の者に対する公知でないものを除く）

【例2】 留学生に行う、市販書籍・公表論文を用いた研究指導、公開マニュアルによる実験装置の操作方法指導

<基礎科学分野の研究活動>

- ・ 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、論理的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの

【非該当】 産学連携に係る共同研究など、研究が特定の製品への応用を目的としている場合

2. 貨物の輸出に関する留意事項

外為法上、規制の対象となる「貨物の輸出」とは、①外国に向けて貨物を送付すること、②外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること、を言います。①には、自手荷物として海外に持ち出すことも含まれます。

大学においては、次のようなケースに注意が必要です。

- ・ 海外出張の際にパソコンや USB メモリをハンドキャリーで持ち出す
- ・ 海外の大学から借りた装置を返送する
- ・ 研究室で使っている外国製機器が壊れたので修理のためメーカーに送付する
- ・ 海外で開催される学会・シンポジウム・国際展示会へ出品する試作品を持ち出す
- ・ 共同研究等で、海外で観測等を行うために装置を輸出（持参）する
- ・ 共同研究先へ試作品やマテリアルを送付する

<許可を要しない「貨物の輸出」の特例>

貨物の輸出に関しても、経済産業大臣の許可を要しない例外が定められています。大学に
関係するものは、以下のケースです。

- ・ 海外出張等の際、一時的に海外にノートパソコンを持ち出して個人的に使用する
場合（コンピューターは、①電子計算機そのものとして、②その通信・セキュリティ機能
の面で暗号装置として、この2項目でリスト規制の対象となっており、一定の仕様・
性能を超えるものについては、海外への持ち出しに許可が必要とされています。但し、
市販されて一般に手に入るノートパソコンについては、規制対象となる性能には達し
ていないとの見解が経済産業省から示されています）